

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

(目的)

第1条 伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより、本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り、男女平等の社会を実現することを目的として、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民オンブードの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の調査に関すること。
- (2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち、自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関すること。
- (3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関すること。
- (4) その他市長が特に委嘱する事項

2 市民オンブードは、個々に独立した存在として前項の職務を行う。

(職務の対象としない事項)

第3条 市民オンブードは、次に掲げる事項については、その職務の対象としない。

- (1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項
- (2) 市職員の勤務条件、身分等に関する事項
- (3) 市民オンブードの身分等に関する事項

(責務)

第4条 市民オンブードは、男女共同参画に関する施策の監視役として、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

2 市民オンブードは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。

3 市民オンブードは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民オンブードの職務の遂行を尊重し、積極的に協力しなければならない。

(組織)

第6条 市民オンブードの定数は、3人とする。

2 市民オンブードは、地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。

3 市民オンブードは、前項の条件を満たす者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が選考のうえ、委嘱する。

- (1) 公募により応募した者

(2)学識経験者

4 市民オンブードは、その職務の遂行にあたっては、協議により行うものとする。

(任期)

第7条 市民オンブードの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、任期途中で市民オンブードに異動があった場合等、市長が必要と認める場合はこの期間をこえる任期とすることができる。

2 市民オンブードは、再任を妨げない。

(解任)

第8条 市長は、市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

(兼職等の禁止)

第9条 市民オンブードは、次の職を兼ねることができない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条に定める選挙による職
- (2) 政党その他政治団体の役員
- (3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

(調査)

第10条 市民オンブードは、調査のため必要があるときは、市の関係機関に対し説明を求め、関連する文書その他の資料を閲覧し、若しくは提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 市民オンブードは、第2条第1号から第3号までに基づく調査を行う場合は、市の関係機関に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(調査報告書の作成等)

第11条 市民オンブードは、毎年度、決算が議決により認定された後に、当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し、意見を付して市長に提出しなければならない。

2 前項の意見表明を受けた市の機関は、その意見を尊重しなければならない。

3 市民オンブードは、報告書及び意見の作成にあたっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(庶務)

第12条 市民オンブードの庶務は、市民自治部共生推進室男女共同参画課が行う。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民オンブードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。